

# 感染症対策認証店舗 設備導入支援事業補助金

補助金額（上限）

**50**万円/店舗

補助率

**3/4**

## 事業内容

新潟県感染症対策認証を受けた店舗が行った感染防止対策に係る設備整備等に係る経費について、補助金を支給します。

## 対象店舗

- 食品衛生法第52条の規定による許可を受けている新潟県内の飲食店（飲食スペースのある店舗）
  - 新潟県感染症対策認証の取得に必要な設備等を整備し、同認証を申請していること
- ※認証が認められない店舗には、補助金は支給しません

## 対象経費

令和3年4月1日以降に支出した経費で、認証取得に必要な感染防止対策の施設改修及び設備整備等に係る経費

例：二酸化炭素濃度計測器、HEPAフィルター付き空気清浄機、換気扇、非接触型検温器、非接触型消毒剤噴霧器（手指消毒用）、飛沫防止パネル、自動水栓、間仕切り工事 など  
※消耗品は対象外

## 募集期間

令和3年 **6月11日（金）**

～ 令和3年 **8月15日（日）**

### お問い合わせ先

新潟県感染症対策認証店舗補助金センター

（電話番号） 025-288-6526

（受付時間） 午前9時から午後5時まで  
（土日祝日を除く）

詳細はホームページをご覧ください

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sangyoseisaku/ninsyoushien.html>

新潟県 認証補助金



で検索